

3. 朝鮮学校の状況

(1) 関連する委員会勧告と日本政府報告

- 最終見解書(CERD/C/JPN/CO/7-9)のパラグラフ 19
- 日本政府報告書(CERD/C/JPN/10-11)のパラグラフ 170～175

(2) 主要点

- (a) 日本は、朝鮮学校に差別的な待遇は取っていない。
- (b) 日本は、憲法および教育基本法など関係法令に従い、すべて国民は等しくその能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない、また教育上差別されないものとして教育の機会均等を定めている。これを基本として、我が国に在留する外国人についても、義務教育の機会などが日本人と同様に保障されている。
- (c) 委員会勧告は朝鮮学校に対する補助金支給など公金支出を求めているが、そのためには関係法令による認可や一定の教育水準を満たす必要がある。

(3) 背景

日本の義務教育制度は、憲法、教育基本法、学校教育法の定めによって、日本国民の義務として、15歳までの最長9年間は一定の水準を満たした学校に就学させなければならないことを求めている。

日本の憲法には「公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない」(日本国憲法第89条)とある。

朝鮮学校はこれらの定義に則った「学校」ではないため、公金支出は違憲・違法な行為にあたる。公金を支出するためには、朝鮮学校が教育基本法および学校教育法などを遵守し、一定の教育内容を維持し、それぞれの認可を受ける必要がある。これらの手続きが人種や民族、門地によって差別されることはない。現に東京韓国学校や東京中華学校といった民族学校、インターナショナルスクールも通常の私立学校と同様の認可を受けている。

日本の教育カリキュラムは全国的に一定の教育水準を確保するとともに、教育機会の均等を保障するため、法律に基づきその程度、目標や最低限教えるべき教育内容を定めているが、朝鮮学校はこれを満たしていない。日本の教育制度は、家族愛の観点を通して重大な人権侵害問題である北朝鮮による日本人拉致問題を取り上げることなどを求めているが、朝鮮学校ではこれらに応じ

ていない。これらのことは政治上の問題ではなく教育上の問題である。

さらに、朝鮮総連は納税者の理解を得難い言動を発信していることも公金を支出するにあたっては大きな障壁になりかねない。「大学(朝鮮大学校)内で米日帝国主義を壊滅できる力をより一層徹底的に整える」「米国の孤立圧殺を展開中だ。金正恩元帥さまを最高尊厳として推戴し、民族教育事業の革新を引き起こすため総決起しろ」と表明するなどおよそ日本国民の支持や理解を得られない主張を繰り返している(産経新聞平成 29 年 9 月 20 日)。これらの言動は極めて政治的挑発である。

朝鮮学校がこれらの問題を解決させることができれば公金支出は制度上可能であり、日本政府が在日韓国・朝鮮人を差別的に扱っているというような言動は事実と反する。公的な扶助による教育を受ける機会は国籍に問わず与えられており、公教育の制度において何ら民族的な偏見など存在していない。

また、日本政府による通知文書「朝鮮学校に係る補助金交付に関する留意点について」(平成 28 年 3 月 29 日付文部科学大臣名)が発せられており、「朝鮮学校に関しては、我が国政府としては、北朝鮮と密接な関係を有する団体である朝鮮総聯が、その教育を重要視し、教育内容、人事及び財政に影響を及ぼしているもの」であると、この通知では「朝鮮総連下部組織としての朝鮮学校」について問題視している。

日本では、在日韓国・朝鮮人のみならず在日外国人の児童生徒に対する施策としては、文部科学省が「国際化の進展等に伴い、我が国の義務教育諸学校において帰国・外国人児童生徒等に対する日本語指導の需要が高まっていることを踏まえ、当該児童生徒に対する日本語指導を一層充実させる観点から、当該児童生徒の在籍学級以外の教室で行われる指導について特別の教育課程を編成・実施することができるよう制度を整備する」よう通知を出すなど措置も取られているほか、地方自治体レベルで日本語指導員や日本語支援員などを配置し、外国人児童生徒の受け入れ体制の整備、日本語の指導のみならず生活習慣なども指導するなどし、関係機関との連携、社会との障壁解消を図っている。

さらに現行の地方自治体レベルで行われている補助金の支給に対しても大きな疑念がある。補助金が保護者や生徒児童たちの手に渡っていないのではないかという点である。実際に神奈川県では、平成 26(西暦 2014)年度の補助金を児童生徒保護者に直接支給していたが、支給された現金を朝鮮総連下部組織が保護者たちから一軒一軒回収していたという事件が発覚している。これは本来の児童生徒保護者に対する補助金の趣旨・目的と反する行為であり、公金の取扱いとして非難されるべき振る舞いである。どんな用途であれ納税者の公金を支出するためには公正厳格な運営がされるべきであり、その責任能力を有していない組織が運営を行っていることを指摘せざるを得ない。

北朝鮮当局が国家権力で決定した方針により、国家社会の広範囲に及んで「人道に対する罪」が行われていることは「朝鮮民主主義人民共和国における人権に関する国連調査委員会」の報告書によって既に明らかにされていることを最後に付記しなければならない。その首謀者ともいべき金日成、金正日の肖像画や、その支配を絶対化した神話的思想に端を発する教育手法に対して

も疑問が投げかけられる。むしろ「民族教育がいかなる形であるべきか」という議論は、朝鮮民族自らによって自立的に決定すべきものではあるが、北朝鮮の人権状況を鑑みれば留保すべき問題である。

(4) 結論

- (a) 日本においては、ヨーロッパやアジア各国はじめ様々なインターナショナルスクールや民族学校があり、民族教育そのものは否定されない。また、現に水準を満たした中国や韓国など民族学校もある。
- (b) 韓国・朝鮮籍など外国人生徒児童に対する日本語指導なども、政府と自治体が無償で提供する義務教育に含まれているため、民族学校を運営する場合、自主的な財政運営を求めることになる。
- (c) 文部科学省が求める教育レベルを提供できない朝鮮学校に公金を支出することはできない。違法な財政支援を行ってはならないため、「朝鮮学校に対する補助金の提供の再開あるいは維持を要請することを奨励する」委員会勧告を撤回すべきである。

レポート担当「学校教育を考える会」